

平成 26 年 7 月 15 日

株式会社国際協力銀行/独立行政法人日本貿易保険

JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況確認に関する質問
(2014 年 5 月 9 日付、「環境・持続社会」研究センターより受領)への回答

JBIC・NEXI への質問	JBIC 回答	NEXI 回答
1. <JBIC・NEXI への質問>外部専門家等の意見を求め活用した案件があれば、案件ごとにその理由を教えてください(NGO 提言 12 関連)。	調査対象 A 案件については、全案件で外部専門家を雇用し、環境レビューを実施。	カテゴリ A 案件は、全件外部専門家を起用し意見を求めている。
2. <JBIC・NEXI への質問>世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社のパフォーマンススタンダード以外に参照したベンチマークがあれば、案件ごとにその基準及び適用した理由を教えてください。	全案件において世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社のパフォーマンススタンダードを参照。	全案件において世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社のパフォーマンススタンダードを参照。
3. <JBIC・NEXI への質問>影響を及ぼしやすいセクター・特性・影響を受けやすい地域に該当する案件であるが、調査段階のみ(本体工事を伴わない)の支援を行った案件は何件あるか(NGO 提言 1 関連)。	該当案件なし。	該当案件なし。
4. <NEXI への質問>調査対象 A 案件は何件あるか。調査対象 A 案件のうち、EIA および環境許認可証明書が NEXI に提出されていなかった案件は何件あるか。案件ごとにその理由と対処方法を教えてください。	-	2013 年 3 月 31 日までに保険契約を締結した案件に就いては、案件に対する契約重複を排除すると 34 件。 34 件全件に就き、EIA と環境許認可証明書を取得。

5. <JBIC・NEXI への質問>戦略的環境アセスメント(SEA)レベルの EIA が JBIC・NEXI に提出された案件は何件あるか(NGO 提言 3 関連)。	該当案件なし。	該当案件なし。
6. <JBIC・NEXI への質問>EIA 及び環境許認可証明書が提出されなかったことはカテゴリ分類結果に記載されているか。また、別の方法を用いて確認を行ったことは環境レビュー結果に記載されているか。	環境チェックレポートには、EIA 及び環境許認可証明書の提出に係る記載はない。なお、調査対象 A 案件 36 件中、EIA が提出されなかったのは 7 件であり、非在来型油ガス田開発案件と、既存の工業団地内で行われた案件である(実施状況の確認調査報告 p. 9 参照)。 また、別の方法を用いて確認を行ったことは明記していない。	4.に示したように、全件について受領しているため、該当案件なし。
7. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 A 案件のうち、現地実査を行わなかった案件は何件あるか。案件ごとに現地実査を行わなかった理由を教えてください。	2 件。 LNG の生産までを海上で行う洋上 LNG プロジェクト(資料のレビュー及び質問状等のやり取りで十分な確認が出来たため)及び工業団地内で行われた化学プラント改修プロジェクト(隣接する別プロジェクトで同時期に現地調査及び当局との面談を実施し、改めて現地実査を行う必要性を認めなかったため)。	2 件。 1 件は、既存の工業団地内で近隣住宅もないことから不要と判断。 1 件は、JBIC から情報提供を受けたもの。
8. <NEXI への質問>調査対象 B 案件は何件あるか。	-	13 件

9. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 B 案件のうち、環境アセスメント手続がなされた案件は何件あるか。	13 件。	6 件
10. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 B 案件のうち、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書を参照した案件は何件あるか。	該当案件なし。	1 件
11. <NEXI への質問>調査対象 C 案件は何件あるか。	-	2009/10/1~2013/3/31 までカテゴリ判断を行ったものは、 248 件
12. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 C 案件のうち、追加設備投資を伴わない権益取得としてカテゴリ C に分類された案件は何件あるか(NGO 提言 2 関連)。	4 件。	5 件
13. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 FI 案件のうち、サブプロジェクトのカテゴリを B または C に限定した案件は何件あるか。	調査対象 FI 案件 15 件中、11 件	FI 案件なし。
14. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 FI 案件のうち、カテゴリ A 相当のサブプロジェクトを伴う案件は何件あるか(NGO 提言 7 関連)。	調査対象 FI 案件のうち、カテゴリ A 相当のサブプロジェクトに投融資を行えることとなっている案件は 4 件。ただし、現時点でサブプロジェクトがカテゴリ A となった案件はない。	FI 案件なし。
15. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 FI 案件のうち、サブプロジェクトごとに JBIC/NEXI がカテゴリ分類及び、環境レビューを行った案件は何件あるか(NGO 提言 7 関連)。	調査対象 FI 案件の中に該当案件なし。 一方、調査対象 A 案件のうち 1 件は、FI 案件のサブプロジェクトであるが JBIC が環境レビューを行ったもの。	FI 案件なし。

16. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 A 及び B 案件のうち、モニタリング項目を定めなかった案件は何件あるか。うちカテゴリ A 案件は何件あるか。	モニタリング項目を定めなかった案件は 1 件(カテゴリ B 案件)。	該当案件なし。 全案件にモニタリング項目を定めている。
17. <JBIC・NEXI への質問>調査対象案件のうち、ステークホルダーから配慮が十分でないと指摘があった案件は何件あるか。案件ごとにステークホルダーからの指摘内容と対応状況を教えて頂きたい。	当行として認識しているのは、調査対象案件のうち 1 件(フィリピンのニッケル鉱山開発案件)。 日本の NGO より地下水の汚染、海水の汚染・鉛の基準値超過等に関する指摘あり。	1 件。 国際河川の下流域の住民から「水質の悪化と水位の乱高下がある、十分な説明を受けていない」との指摘あり。プロジェクトに起因しないことは説明し、理解を得ているものと承知。
18. <JBIC・NEXI への質問>貸付実行・契約の停止あるいは借入人に対する期限前償還を求めた案件は何件あるか。案件ごとに理由・結果を教えて頂きたい。	該当案件なし。	該当案件なし。
19. <JBIC・NEXI への質問>ウェブサイト上で EIA が公開された案件・EIA 要約版が公開された案件はそれぞれ何件あるか(NGO 提言 5 関連)。	左記の観点での管理はしておらず、それぞれの件数は把握していない。	左記の観点での管理はしていないが、調査対象案件について公開した件数は以下の通り。 カテゴリ A:33 件 カテゴリ B:1 件
20. <JBIC・NEXI への質問>JBIC・NEXI 両方が支援している案件のうち、EIA が NEXI ウェブサイト上で公開されているが、JBIC ウェブサイト上で公開されていない案件は何件あるか。またその逆は何件あるか(NGO 提言 5 関連)。	把握していない。	把握していない。

21. <JBIC・NEXI への質問>JBIC・NEXI 両方が支援している案件のうち、EIA の内容・言語が異なるケースは何件あるか(例えば、現在 JBIC/NEXI が検討中のトルコ・イズミールの製油所案件では、NEXI がウェブ上で公開している EIA1 はトルコ語だが、JBIC が情報センターで公開している EIA2 は英語で、EIA の作成日や分量も異なっている)。	原則、翻訳版ではなく、EIA の原本を公開している。EIA の内容・言語が異なるケースの件数は把握していない。	原則、翻訳版ではなく、EIA の原本を公開している。EIA の内容・言語が異なるケースの件数は把握していない。
22. <JBIC・NEXI への質問>公開された EIA のうち、英語で記載された文書は何件あるか(NGO 提言 6 関連)。	EIA を公開した調査対象 A 案件のうち、10 件は英語、12 件は英語以外の言語で公開したことを確認している。残り 7 件については、公開した EIA の言語を確認できていない。	EIA を公開した調査対象案件のうち、カテゴリ A で 9 件、カテゴリ B で 0 件。
23. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 B 案件のうち、EIA が公開された案件は何件あるか。	該当案件なし。	1 件
24. <JBIC・NEXI への質問>住民移転計画書・先住民族配慮計画書が公開された案件は、それぞれ何件あるか。	項番 43、47 の回答を参照。	4 件(全てカテゴリ A)
25. <NEXI への質問>モニタリング結果を NEXI が公開している案件は何件か。	-	該当案件なし

26. <JBIC・NEXI への質問>代替案の検討が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに検討が行われなかった理由を教えてください。	8 件。 非在来型油ガス田開発案件(6 件)(プロジェクト全体の代替案は検討されない)、開発済資源案件の権益更新に関する融資(1 件)、発電案件(1 件)。 発電案件では、事前の代替案検討は確認できなかったものの、環境レビューにおいて、事業者が選択したプロジェクトサイト、使用燃料、発電技術等について問題ない旨を外部専門家から確認している。	カテゴリ A 20 件 既存施設の拡張、既存工業都市内の建設や鉱物資源採掘であり、立地など代替案の検討が行われるような案件ではなかった。 但し、影響の緩和策については、検討されていることを確認している。
27. <JBIC・NEXI への質問>火力発電プロジェクト以外のエネルギー源を含む代替案が検討されなかった案件は何件あるか。案件ごとに検討されなかった理由を教えてください(NGO 提言 8 および 17 関連)。	調査対象 A 案件のうち 9 件が火力発電プロジェクトであり、他のエネルギー源の使用に係る代替案の検討が行われていなかった案件は 5 件。 また、検討が行われていなかったのは、入札等において使用するエネルギーの指定があったこと、隣接する製鉄所の副生ガスを使用することが決まっていたこと、また現地の資源受入施設の都合等の理由によるもの。	調査対象 A 案件のうち 9 件が火力発電プロジェクトであり、他のエネルギー源の使用に係る代替案の検討が行われていなかった案件は 6 件。 また、検討が行われていなかったのは、既存発電所の増設、隣接する製鉄所の副生ガスを使用することが決まっていたこと、また現地の資源受入施設の都合等の理由によるもの。
28. <JBIC・NEXI への質問>専門家等からなる委員会を設置した案件は何件か(NGO 提言 12 関連)。	調査対象 A 案件のうち、3 件。	該当案件なし。

29. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 A 案件のうち、影響の回避を優先的に検討されなかった案件は何件あるか。案件ごとに検討されなかった理由を教えてください(NGO 提言 13 関連)。	調査対象 A 案件 36 件中、回避策の検討が確認できなかったものは、17 件。 これらは、保護区、文化遺産、住民移転等の大きな影響を及ぼす要素が無く回避の検討を要さないと考えられるもの、または、回避を前提とすることが困難と考えられるもの(大気質、水質、騒音等)であった。ただし、それぞれのプロジェクトにおいては最小化・軽減措置などの対策が講じられていたことは確認している。	調査対象 A 案件 34 件中、回避策の検討が確認できなかったものは、22 件。 これらは、保護区、文化遺産、住民移転等の大きな影響を及ぼす要素が無く回避の検討を要さないと考えられるもの、既存の拡張や増設または鉱山開発など回避を前提とすることが困難と考えられるものであった。ただし、それぞれのプロジェクトにおいては最小化・軽減措置などの対策が講じられていたことは確認している。
30. <NEXI への質問>モニタリング計画・環境管理計画が策定されなかった案件は何件あるか。案件ごとに策定されなかった理由を教えてください。	-	該当案件なし。
31. <NEXI への質問>調査対象 A 案件のうち、労働環境(労働関連法令の遵守状況・児童労働や強制労働の状況等)の確認が行われていない案件はあるか。案件ごとに行われなかった理由を教えてください。	-	該当案件なし。
32. <NEXI への質問>現地法制度を遵守していなかった案件は何件あるか。案件ごとに遵守していなかった理由を教えてください。	-	該当案件なし。

33. <JBIC・NEXI への質問>当初の排出予測値が排出基準値を上回った案件は何件あるか。それらのかい離は環境レビュー結果に記載されたか(NGO 提言 9 関連)。	4 件。環境チェックレポートには記載していない。	5 件。環境レビュー結果には記載していない。
34. <JBIC・NEXI への質問>プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っていた案件は何件あるか。それらのかい離は環境レビュー結果に記載されたか(NGO 提言 9 関連)。	13 件。環境チェックレポートには記載していない。	3 件。環境レビュー結果には記載していない。
35. <JBIC・NEXI への質問>ステークホルダーとの協議が開催されなかった案件は何件あるか。案件ごとに開催されなかった理由を教えてください。	2 件。中東の開発済み資源案件の権益更新に関する融資(直接的に影響を受ける地域住民が周辺に居住していなかったため)及び中南米の製油所改修プロジェクト(当局は EIA を公開し、また事業者もメディアを通じてプロジェクト内容を公開したが、住民からコメントは寄せられず、環境省が住民協議の開催を不要と判断したため)。	3 件 2 件 :拡張案件で、且つ環境省が住民への説明不要と判断していたもの 1 件 :再生可能エネルギープロジェクトで制度上説明を要しないもの。ただし、情報開示をし、意見が寄せられれば対応するというもの。
36. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 A 案件のうち、プロジェクトサイト付近で重要な自然生息地が確認された案件は何件あるか。案件ごとに回避策の検討有無を教えてください(JBIC 確認調査では緩和策を講じたことが記載されているが回避策の検討有無が不明)(NGO 提言 13 関連)。	プロジェクトサイト付近で重要な自然生息地が確認された案件は 10 件であり、6 件について回避策の検討がされた。	プロジェクトサイト付近で重要な自然生息地が確認された案件は 10 件であり、5 件について回避策の検討がされた。

37. <NEXI への質問>非自発的住民移転又は用地取得が発生した案件は何件あるか。	-	20 件
38. <JBIC・NEXI への質問>住民移転または用地取得が発生しないが住民の生計手段の喪失が大規模に生じた案件は何件あるか。どのような確認を行ったか(ガイドラインでは生計手段の喪失に対しても配慮を行うことになっているが、JBIC 確認調査では非自発的住民移転又は用地取得が発生する案件のみに限定されている)。	該当案件なし。	該当案件なし。
39. <JBIC・NEXI への質問>再取得価格に基づき事前に補償が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに行われなかった理由を教えてください。	「再取得価格に基づいているか」という点は確認できないものの、質問 41 の回答を参照。	「再取得価格に基づいているか」という点は確認できないものの、質問 41 の回答を参照。
40. <JBIC・NEXI への質問>補償に関する合意書が作成された案件は何件あるか(NGO 提言 18 関連)。	一般的に、補償に関する合意書の作成についてまでは確認していない。	必ずしも合意文書自身を確認してはいない。
41. <JBIC・NEXI への質問>生活水準や収入機会、生産水準が改善または少なくとも回復できていない案件は何件あるか。案件ごとに改善・回復できていない理由を教えてください。	該当案件なし。	該当案件なし。
42. <JBIC・NEXI への質問>影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムの整備が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに行われなかった理由を教えてください。	該当案件なし。	カテゴリ A:4 件 明示的なメカニズムの構築は確認できなかったが、説明・情報開示を行い、住民意見を受け付けて対応した事は確認した。

43. <JBIC・NEXI への質問>住民移転計画の作成・公開が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに作成・公開が行われなかった理由を教えてください。	作成が必要な案件は 4 件。3 件が作成済みであり、1 件が作成中。公開が確認できたのは 2 件。	住民移転があり、移転計画の作成・作成予定が確認されなかった、又は公開されなかった案件:1 件 (移転住民全員が金銭補償を希望し合意済み)
44. <JBIC・NEXI への質問>影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに協議が行われなかった理由を教えてください。	2 件。中東の開発済み資源案件の権益更新に関する融資(直接的に影響を受ける地域住民が周辺に居住していなかったため)及び中南米の製油所改修プロジェクト(当局は EIA を公開し、また事業者もメディアを通じてプロジェクト内容を公開していたが、住民からコメントは寄せられず、環境省が住民協議の開催を不要と判断したため)	3 件 2 件 :拡張案件で、且つ環境省が住民への説明不要と判断していたもの 1 件 :再生可能エネルギープロジェクトで制度上説明を要しないもの。ただし、情報開示をし、意見が寄せられれば対応するというもの。
45. <JBIC・NEXI への質問>先住民族に影響を及ぼす案件は何件あるか(ガイドラインでは先住民族に影響を及ぼす場合に配慮を求めているが、JBIC 確認調査では現地制度により先住民族の先住権が認められているエリア等を含む案件に限定されている)。	先住民族に影響を及ぼす案件を含め、先住民族への配慮を行っている案件は 10 件。	先住民族として認識され影響を及ぼす案件は、8 件。
46. <NEXI への質問>先住民族の合意が得られたことを確認できなかった案件は何件か。案件ごとにどのように対処したかを教えてください。	-	該当案件なし。

47. <JBIC・NEXI への質問>先住民族計画の作成・公開が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに作成・公開が行われなかった理由を教えてください。	先住民族への配慮を行っている案件 10 件のうち、作成されなかった案件は 4 件。作成されているが公開されなかった案件は 1 件。作成されなかった案件は、いずれも現地当局が先住民との協議に責任を負っていた案件。現地当局が協議を行い、理解を得ていたと理解。公開されなかった案件は、当事者間の合意により非公開となったもの。	先住民族として認識され影響を及ぼすとした 8 件について、先住民族計画の作成は確認されていないが、6 件は他と同じ生活若しくは平等に扱われることになっていたため、“社会的弱者”として考えられていなかったと推察。残り 2 件は、計画書ではなく、定期会合等で合意形成がなされていたためと推察される。
48. <NEXI への質問>調査対象 A 案件のうち、事業者によりモニタリングが適切に行われなかった案件は何件か。案件ごとに行われなかった理由を教えてください。	-	該当案件なし。 必ずしも提示期限内に受領できていない場合もあるが、必要な確認を行っている状態であることは確認されている。
49. <JBIC・NEXI への質問>環境アセスメント報告書の作成にあたって、公用語または広く使用されている言語で書かれた案件は何件あるか。	EIA が作成された 29 案件全てが、プロジェクト実施国の公用語または広く使用されている言語で作成されていた。	カテゴリ A 34 件、カテゴリ B1 件について、プロジェクト実施国の公用語または広く使用されている言語で作成されていた。
50. <JBIC・NEXI への質問>ステークホルダーとの協議の記録が作成された案件は何件あるか。	協議の記録の存在は確認していないものの、EIA が作成された 29 件中、26 件は協議の内容を確認している。	協議の記録の存在を確認しているものは 1 件。住民等からの発言内容を確認していることから、議事録ありと推察されるものが 21 件

51. <JBIC・NEXI への質問>ステークホルダーとの協議が環境影響評価項目選定時とドラフト作成時に行われた案件はそれぞれ何件あるか。	調査対象 A 案件全件について協議の時点把握しているわけではないが、少なくとも、環境影響評価項目選定時には 10 件、ドラフト作成時には 11 件の案件で、ステークホルダーとの協議が行われたことを確認している。	調査対象 A 案件全件について協議の時点把握しているわけではないが、少なくとも、環境影響評価項目選定時には 5 件、ドラフト作成時には 17 件の案件で、ステークホルダーとの協議が行われたことを確認している。
---	--	---

環境社会配慮確認のための国際協力銀行がドライン実施状況の確認調査報告コメントと質問
(2014 年 5 月 22 日付、国際環境 NGO FoE Japan より受領)への回答

JBIC への質問	JBIC 回答
52. <u>p.18 「(8)非自発的住民移転」に関する確認調査の対象についての質問</u> 確認調査の対象は、住民移転又は用地取得が発生する案件に限られており、生計手段の喪失は含まれていないのでしょうか。そうである場合、なぜ生計手段の喪失が含まれていないのか、その理由をご教示ください。	生計手段についても調査対象。項番 41 への回答参照。
53 <u>p.18 「投融資の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない」という点に関する質問</u> 意思決定時点で住民移転・用地取得が完了していない案件は何件あったのでしょうか。各々のセクターと案件名も合わせて、ご教示ください。	4 件。 中南米の炭鉱権益取得、中央アジアの製油所改修、東南アジアの火力発電プロジェクト(2 件)。
54 <u>p.18 「投融資の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない」という点に関する質問</u> 「現時点で大きな問題は生じていない」とありますが、ガイドラインに則ったものであったという理解でよろしいでしょうか。具体的にご教示ください。(移転計画の策定・実施・モニタリングや住民参加・情報公開を伴う移転計画の策定等々の状況)	移転計画等の策定、住民への事前説明、十分な補償、合意形成はガイドラインに則り適切に実施されている(される予定である)旨、確認している。

55 p.18 「投融資の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない」という点に関する質問

意思決定時点で住民移転・用地取得が完了していないケースでは、意思決定時の合意文書にどのような条件を盛り込み、ガイドラインの遵守の確保を図っているのか、具体的にご教示ください。

住民移転、用地取得の手続きが完了していない案件については、契約上、住民移転の実施状況をモニタリングの項目として設定し、定期的な報告を義務付けている。また、住民移転計画が未だ作成されていない案件は、計画策定後一定期間内に JBIC への提出を義務付けており、適切に実施されるよう対応を行っている。

JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況に関する追加質問
(2014 年 6 月 16 日付、「環境・持続社会」研究センターより受領)への回答

JBIC・NEXI への質問	JBIC 回答	NEXI 回答
56. 質問 3 関連:「該当案件なし」との回答だが、2013 年 3 月に JBIC が意思決定を行ったデリー・ムンバイ産業大動脈開発公社(DMICDC)への出資案件がこれに該当しない理由を教えてください。	左記出資案件(DMICDC)は、調査や許認可取得支援等を実施する企業に出資するものであり、その後の開発を伴うものではなく、質問 3 の『影響を及ぼしやすいセクター・特性・影響を受けやすい地域に該当する案件』には該当しないと認識。	-
57. 質問 14 及び 15 関連:質問 14 で「現時点でサブプロジェクトがカテゴリ A となった案件はない」と JBIC は回答しているが、質問 15 では「調査対象 A 案件のうち 1 件は FI 案件のサブプロジェクトである」と回答している。両回答の整合性はどのように解釈すればよいか。	FI 案件は、調査対象期間中の 72 件のうち 15 件を抽出したうえで調査を行っており、ご指摘頂いた質問 15 のカテゴリ A 案件は抽出された FI 案件のサブプロジェクトではなかったため。	-
58. 質問 43 関連:住民移転計画書が公開されていない理由をそれぞれ教えてください(JBIC2 件、NEXI1 件)。	1 件は作成中のため。もう 1 件は、現地国法に従い地方政府主導で住民移転が進められたものであり、地方政府より移転前に移転・補償に関する適切な説明がなされている旨の確認を行っていることから、関係者には公開されていたと考えられることを確認。	影響住民が金銭での補償を受けた上で自ら希望する場所に移転することを望んだため。